

介護保険料が改定されました

令和7年度～令和8年度		対 象 者		
所得段階	年間保険料			
第 1 段 階 (基準額の 28.5%) (※)	21,683 円	市町村民税非課税世帯	本人 非	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、または、公的年金等収入額と合計所得金額との合計が80.9万円以下の人
第 2 段 階 (基準額の 45%) (※)	34,236 円			公的年金等収入額と合計所得金額との合計が80.9万円超120万円以下の人
第 3 段 階 (基準額の 68.5%) (※)	52,115 円			公的年金等収入額と合計所得金額との合計が120万円超の人
第 4 段 階 (基準額の 85%)	64,668 円	市町村民税課税世帯	課税	公的年金等収入額と合計所得金額との合計が80.9万円以下の人
第 5 段 階 (基準額)	76,080 円			公的年金等収入額と合計所得金額との合計が80.9万円超の人
第 6 段 階 (基準額 110%)	83,688 円		本人 課税	合計所得金額が120万円未満の人
第 7 段 階 (基準額の 120%)	91,296 円			合計所得金額が120万円以上170万円未満の人
第 8 段 階 (基準額の 130%)	98,904 円			合計所得金額が170万円以上210万円未満の人
第 9 段 階 (基準額の 150%)	114,120 円			合計所得金額が210万円以上320万円未満の人
第 10 段 階 (基準額の 170%)	129,336 円			合計所得金額が320万円以上420万円未満の人
第 11 段 階 (基準額の 190%)	144,552 円			合計所得金額が420万円以上620万円未満の人
第 12 段 階 (基準額の 210%)	159,768 円			合計所得金額が620万円以上820万円未満の人
第 13 段 階 (基準額の 230%)	174,984 円			合計所得金額が820万円以上1,020万円未満の人
第 14 段 階 (基準額の 250%)	190,200 円			合計所得金額が1,020万円以上の人

- (※) 第1段階の保険料率は、公費により基準額の45.5%から基準額の28.5%に軽減しています。
第2段階の保険料率は、公費により基準額の65%から基準額の45%に軽減しています。
第3段階の保険料率は、公費により基準額の69%から基準額の68.5%に軽減しています。

(注1) 合計所得金額とは、1年間の収入金額から必要経費（控除額）及び長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額などを引いた額です。

(注2) 第1～5段階の場合、合計所得金額に公的年金等の雑所得額は含まれません。